

共同生活援助 料金表

単位：円/日

障害給付費対象分			
費 目		利用単価	
①	日中サービス支援型 共同生活援助サービス費（Ⅲ）	区分6	9,690
		区分5	8,520
		区分4	7,700
		区分3	5,280
	日中を共同生活住居以外で過ごす場合	区分6	4,690
		区分5	4,220
		区分4	3,890
		区分3	4,850
		区分2	3,210
		区分1以下	2,770
②	福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）	100	
	福祉専門職員配置等加算（Ⅱ）	70	
	福祉専門職員配置等加算（Ⅲ）	40	
③	夜間支援等体制加算（Ⅰ）	(1) 夜間支援対象者2人以下	6,720
		(2) 夜間支援対象者3人以下	4,480
		(3) 夜間支援対象者4人以下	3,360
		(4) 夜間支援対象者5人以下	2,690
		(5) 夜間支援対象者6人以下	2,240
		(6) 夜間支援対象者7人以下	1,920
		(7) 夜間支援対象者8人以下	1,490
障害給付費加算対象分			
④	福祉・介護職員処遇改善加算Ⅰ（月単位）	所定単位数に加算率（7.4%）を乗じた単位数	
⑤	福祉・介護職員特定処遇改善加算Ⅰ（月単位）	所定単位数に加算率（1.8%）を乗じた単位数	
⑥	福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算（月単位）	所定単位数に加算率（2.6%）を乗じた単位数	
(①+②+③) + ④⑤⑥ = (イ)			
(イ) × 10/100 = (ロ)			

障害給付費対象外分		
⑦	家賃※ （月単位）	30,000
⑧	光熱水費 （月単位）	12,000
⑨	食材料費（朝食）※ （1回単位）	350
⑩	食材料費（昼食）※ （1回単位）	550
⑪	食材料費（夕食）※ （1回単位）	500
⑫	日用品費 （月単位）	1,000
⑬	その他の料金	実費
⑦+⑧+⑨+⑩+⑪+⑫+⑬ = (ハ)		
自己負担合計 = (ロ) + (ハ)		

※⑦市町から10,000円の家賃補助制度があります。

※⑨⑩⑪食材料費は、食事をした場合に生じます。



R5.3現在

※所定単位数とは、基本サービス費に各種加算減算を加えた総数単位のことです。

※なお、上記加算につきましては、変動する場合があります。

※⑬その他の自己負担分として、下記に記載したものがあります。

障害福祉サービスの自己負担「本紙表面の(ロ)の金額」は、所得に応じての負担上限額が設定されております。負担上限額については、各通所受給者証(放課後等デイサービス)をご確認ください。上限額以上の費用負担は、生じません。

障害給付費対象外サービス	実費料金
①嗜好品費	実費相当額
②オムツ代	120
③尿とりパッド代	35
④その他必需品代	実費相当額
⑤保健衛生費	実費相当額
⑥行事参加費	実費相当額
⑦写真代	実費相当額
⑧創作活動に係る費用	実費相当額
⑨コピー代	20 (1枚あたり)
⑩サービス提供証明書発行	200 (1枚あたり)